

居宅介護支援

(契約書別紙兼重要事項説明書)

◎わたしたち（事業所）の概要は次のとおりです。

事業所名	在宅介護支援センター 小出	法人名	医療法人 魚野会
所在地	新潟県魚沼市原虫野 433-3	電話番号	025(792)8922
		FAX番号	025(792)9323
市指定年月日	平成30年4月1日(1572300216)	介護支援専門員数	5人程度
使用する課題分析	MDS-HC		
お宅に伺うおおむねの頻度	月1回		
営業日	月～金 *ただし、国民の祝休日、12月31～1月3日までを除く		
営業時間	午前8時30分～午後5時30分		

◎わたしたち（事業者）があなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

1 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、居宅介護支援です。

「居宅介護支援」とは、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立って、あなたの心身の状況を把握し、その結果とあなたの希望に基づいて、あなたができるだけ自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画（居宅サービス計画）を作成し、この計画にしたがって、現実に適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービスを提供する事業所と連絡や調整を行うとともに、これらの経過を継続的に管理する業務を行います。

具体的には、次にあげる業務を行います。

【業務の概要】

- 1 あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により調査します。
- 2 1で調査した結果と、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、あなたに介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）をお作りします。
- 3 介護サービスの提供の状況や、あなたの心身の状態やご家族の環境について、居宅サービス計画作成後も、継続的に把握・管理します。
- 4 わたしたちのみならず、介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。
- 5 あなたの要介護認定の申請についてお手伝いします。
- 6 あなたが介護保険施設に入所を希望される場合は、その仲介をします。

なお、居宅介護支援をあなたに提供するにあたっては、事業者として次の事項を守ります。

【業務取扱い方針】

- 1 あなたの心身の状況やご家族の環境を踏まえ、あなた自身の選択に基づいて、適切な介護サービスが、様々な事業者から総合的・効率的に提供されるように、努力します。また、医療との連携を密にすることを原則とします。
- 2 居宅介護支援の提供にあたっては、あなたの意志と人格を尊重することにより、常に利用者の立場にたつとともに、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることなく公正中立を原則とします。
- 3 居宅介護支援は、あなたの心身の状態がよりよくなるようにする（軽減の観点）、悪化しないようにする（悪化防止の観点）、そして要介護状態にならないようにする（予防の観点）ために提供します。
- 4 わたしたちは、居宅介護支援があなたの生活の全体的な支援となるよう、居宅サービス計画作成後も、常にあなたやあなたの家族、サービスを提供する事業者と連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、あなたの心身の状況の変化に応じて臨機応変に居宅サービス計画の見直しを行うこととします。
- 5 あなたからサービス計画の実施状況、その他の説明を受けたいとの申し出があれば、サービス提供の記録や課題分析における目標の達成状況、今までお支払頂いた利用料の内訳などについて、ご説明します。
- 6 わたしたちは、居宅介護支援の提供に際しては常に真摯な態度で臨み、あなたからの相談や苦情について事業を実施する上での糧として真剣に受け止め、常に事業者として資質の向上に努めます。

2 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員及びその責任者は次の者です。なお、担当する介護支援専門員及びその責任者が変更になる場合は、事前にお知らせいたします。

介護支援専門員	氏名	連絡先	025(792)8922
管理責任者	氏名 齊藤 久良	連絡先	025(792)8922

ご相談や苦情、ご連絡がある場合は、ご連絡下さい。

3 事業実施地域

この事業を通常実施する地域は、次のとおりです。

事業実施通常地域	魚沼市(小出地域、堀之内地域、湯之谷地域、広神地域)
その他地域	上記事業実施地域以外でわたしたちがサービス提供可能と判断した場合

4 利用者負担金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、利用者負担金はありません。

ただし、居宅サービス計画を受けることについて、予め魚沼市に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1か月につき介護保険法上に定める介護報酬の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、魚沼市の介護保険担当窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅サービス計画作成、居宅介護支援費に係る交通費、その他手数料については無料となります。

5 キャンセル料等

あなたが、このサービスの利用をやめたい場合や、一時的に中止したい場合は、お手数ですが事前に次の連絡先又はあなたを担当する介護支援専門員までご連絡下さい。

(連絡先) 電話番号 025(792)8922 (担当者名)

あなたがこのサービスの利用をキャンセルしてもキャンセル料は頂きません。ただし、このサービスだけでなく、他の居宅サービスをキャンセルしようとするときは、別にキャンセル料を徴収される場合があります。詳しくは、担当の介護支援専門員にお尋ね下さい。

6 苦情処理窓口

事業所より提供されたサービスに関する苦情処理窓口を以下のとおりとしています。

窓口設置場所	在宅介護支援センター 小出
電話番号	025-792-8922
窓口開設時間	午前8時30分から午後5時30分まで
対応者	斉藤 久良 (居宅介護支援管理者)
その他	事業の休業日及び午後5時30分以降についても電話により対応する

その他、介護保険の苦情や相談に関しては次の相談窓口があります。

魚沼市市民福祉部介護福祉課	電話	025-792-9755
	FAX	025-793-1016
新潟県国民健康保険団体連合会	電話	025-285-3022
	FAX	025-285-3350
新潟県福祉サービス運営適正化委員会	電話	025-281-5609
	FAX	025-281-5610

7 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ・利用者自身がサービスを選択することを基本として支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・特定の事業所に不当に偏した情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の招集や、やむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

8 虐待の発生または再発を防止するための措置

事業所は、虐待の発生または再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を多職種で組織し、必要に応じて開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
 - (4) 事業所において前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選任します。
- 2 事業所はサービス提供中に、事業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報します。

9 身体拘束等の原則禁止

事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人または家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明同意を得た上で、態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

1 0 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生、またはまん延しないように、次の各号に掲げる処置を講じます。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね月 1 回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を及び訓練を定期的 to 実施します。

1 1 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じます。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2 ハラスメント対策強化に関する事項

事業所は、職場において行われる性的な言動または、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

ご利用者またはその家族から、当事業所や従業者の生命、身体、健康及び財産に重大な影響が及ぼされると判断した場合には、必要に応じて市、警察等の関係機関に報告し、対応を協議すると共に、ご利用をお断りする場合があります。

- 2 事業所は、事業所の従事者がご利用者またはその家族に対して、ハラスメントを行わないよう、ハラスメントの防止に努めます。

1 3 サービス利用上の留意事項

・あなたの希望により、この契約を解約することはいつでもできますが、事業者の業務の関係から、できるかぎり早めにご連絡下さい。

・わたしたちの作成した計画にないサービスを利用する場合や、わたしたちの作成した計画に盛り込んだサービスを利用しない場合は、あなたの負担が大きくなる場合がありますので、できるかぎり早めにご連絡下さい。

・わたしたちの提供するサービスだけでなく、他の居宅サービスについて苦情や相談があれば、遠慮なくお話し下さい。

サービスの提供に先立って、上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

事業所 所在地 新潟県魚沼市原虫野 433-3
事業者名 在宅介護支援センター 小出
代表者職・氏名 管理者 斉藤 久良 印
(説明者職・氏名 介護支援専門員 印)

重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

なお、この事実を証明するために、本書を 2 部作成し、利用者及び事業所の双方が記名押印のうえ、それぞれ 1 部ずつを保管します。

利用者 ご住所 魚沼市
お名前 印

代理人 ご住所
お名前 印

家族代表 ご住所
お名前 印